

大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）の徴収方法等について、必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条例は、都市計画法に基づく受益者負担金の徴収方法等について規定することを明らかにしたものである。

【解説】

都市計画法第75条では、「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」と規定されている。

公共下水道事業は、都市計画事業に位置付けられており、公共下水道が整備された区域は、土地の資産価値、利便性が高まるが、誰もが利用できる道路や公園と違って利益を受ける人や地域が限定される。

本条例では、この受益者負担金の徴収方法等を規定するものである。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的になっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

【趣旨】

本条例は、受益者を規定するものである。

【解説】

< 第 1 項関係 >

下水道整備による受益とは、下水道整備がもたらす安全性、利便性、快適性等の諸効用が、排水区域内の土地の資産価値や利用価値を増大させることである。

受益者は、基本的には、公共下水道の排水区域内の土地の所有者をいう。ただし、その土地を借りている借地権者（一時使用のために設定されたものを除く）がある場合には、土地の所有者ではなく、借地権者や地上権者が該当する。

又、受益は、土地の利用形態や下水道の使用状況によって左右されない。

対象の土地は、下水道整備区域内のすべての土地で、建物が建っていない土地も含むものとする。

< 第 2 項関係 >

土地区画整理事業の施行に係わる土地については、仮換地の指定が行われた場合、新たな権利関係が決められたものとみなして、受益者と定める。

（受益者の負担金の額）

第 3 条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条第 1 項の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により公告された区域内のもの面積に 1 平方メートルあたり 280 円を乗じて得た額とする。

【趣旨】

本条は、受益者負担金の額を規定するものである。

【解説】

受益者負担金は、土地の利用形態や下水道の利用のいかんに関わらず一律に賦課され、その額は、土地の面積に 1 平方メートルあたり 280 円を乗じて算出した額とする。

なお、その土地には一度限りの賦課金で、一度負担していただくと再び賦課されることはない。

（賦課対象区域の決定等）

第 4 条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、公告するものとする。

2 前項の賦課対象区域は、同項の公告の日から 2 年以内に事業を施行することが予定されている区域でなければならない。

【趣旨】

本条は、賦課対象区域の決定等について規定するものである。

【解説】

< 第 1 項関係 >

毎年度当初に、その年度に受益者負担金を納めていただく区域(賦課対象区域) を定めて、受益者負担金の対象区域を公告する。

< 第 2 項関係 >

賦課対象区域は、公告の日から 2 年以内に公共下水道が利用できるようになる区域である。

(負担金の賦課及び徴収)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第 3 条の規定により算出した負担金の額を定め、賦課するものとする。ただし、国又は地方公共団体が法第 4 条第 1 4 項に規定する公共施設(以下「公共施設」という。) の用に供している土地については、負担金を賦課しないものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条第 1 項の公告の日の翌日から起算して 3 年を経過した日以後においてはすることができない。

3 市長は、第 1 項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額、その納付期日等を受益者に通知するものとする。

4 負担金は、3 年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

【趣旨】

本条では、受益者負担金の賦課及びその徴収方法について規定するものである。

【解説】

< 第 1 項関係 >

公共下水道の整備に伴い、賦課対象区域内の土地を所有している人(1 月 1 日現在の登記名義人) 又は借地権者、地上権者等に、その土地の面積に、1 平方メートルあたり 2 8 0 円を乗じた額の下水道受益者負担金を賦課する。

国又は地方公共団体が、都市計画法第 4 条第 1 4 項に規定する道路、公園の用地については、負担金を賦課しない。

< 第 2 項関係 >

受益者負担金は、賦課対象区域の公告の日の翌日から 3 年以内に賦課するものとし、それ以降は受益者に賦課をすることができない。

< 第 3 項関係 >

受益者負担金の額、その納付期日等は、下水道事業受益者負担金賦課決定通知書により受益者に通知する。

< 第 4 項関係 >

受益者負担金は、3年に分割して徴収するが、一括納付することもできる。

(負担金の徴収猶予)

第6条 受益者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況等により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められる場合

(2) 震災、風水害、火災等を被り、徴収を猶予することがやむを得ないと認められる場合

(3) 盗難、疾病等を被り、特に徴収を猶予する必要があると認められる場合

2 市長は、前項の規定により負担金の徴収を猶予された受益者に対し、徴収を猶予する理由が消滅したと認めるときその他徴収を猶予することが適当でないと認めるときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る負担金の額を一時に徴収することができる。

【趣旨】

受益者負担金の徴収の猶予について規定するものである。

【解説】

<第1項関係>

受益者負担金は、次の場合に徴収猶予(負担金の納付期限の延長をすること)することができる。

(1) 土地の状況等により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるときは、次の場合である。

土地の現況が、田、畑、山林、介在山林、介在畑、原野、池沼であり、汚水の排水がないもの

係争中の土地については、係争が終了するまでの期間

(2) 受益者が所有する財産が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、負担金を納付することが困難であるとき

(3) 受益者が盗難、疾病を被り、負担金を納付することが困難であるとき

<第2項関係>

猶予する理由がなくなり、徴収を猶予する必要がないと認め、取り消しをしたとき又は猶予期間が終了した場合は、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書により受益者に通知し、その負担金額を徴収する。

(負担金の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が経営する企業の用に供している土地に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (5) 事業のため土地、物件又は金銭を提供した受益者
- (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

【趣旨】

受益者負担金の減免について規定するものである。

【解説】

受益者負担金を減免できるものは、次のとおりである。

- (1) 国又は地方公共団体が、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設など公共の用に供する土地
- (2) 国又は地方公共団体の、公立の学校施設、社会福祉施設、警察施設、法務収容施設、一般庁舎、有料公務員宿舎、その他行政財産など公共の用に供する土地
- (3) 国又は地方公共団体が経営する病院、地方公営企業法に基づく企業などの用に供している土地
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている受益者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている受益者
- (5) 公共下水道事業のため、土地、物件又は金銭を提供する受益者
- (6) そのほか必要な減免の規定及び減免の割合は、別に要領で定める。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 第4条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新た

に受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

【趣旨】

受益者負担金の賦課対象区域の公告の日以降に受益者に変更が生じたときの取扱いを規定するものである。

【解説】

受益者決定後に、土地の売買等により、受益者に変更があった場合は、「下水道事業受益者変更等届」に新旧両受益者が署名捺印のうえ、届け出るものとし、届け出のあった日以後の納期に係わる負担金は、新しい受益者が納めることとなる。

ただし、当該変更に係る届出の日までに納付期日のきたものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第9条 市長は、第5条第3項の規定による納付期日までに負担金を納付しない者がいるときは、大和市諸収入金に対する督促および延滞金徴収条例(昭和39年大和市条例第3号)の規定により延滞金を徴収する。この場合において、同条例第3条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」とし、同条例附則第4項中「延滞金の年7.3パーセントの割合」とあるのは「延滞金の年7.25パーセントの割合」とする。

【趣旨】

納付期日までに負担金を納付しない場合、延滞金の徴収を規定するものである。

【解説】

納付期日までに負担金を納付しない場合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づき制定された大和市諸収入金に対する督促および延滞金徴収条例(昭和39年大和市条例第3号)の規定により延滞金を徴収する。

延滞金の額は、当該負担金に係る納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条例の施行の際に必要な規定として、「大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則」などを定めている。

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行なわれた事業の部分については、当該部分に係る区域を第8条の規定による賦課対象区域とみなして、この条例を適用する。
- 3 この条例施行の際、すでに大和都市計画下水道事業受益者負担に関する省令（昭和41年建設省令第38号）に基づいて賦課したまたは徴収すべきであった受益者負担金および延滞金については、なお従前の例による。
- 4 昭和49年度において負担金を賦課しようとする場合は、第7条中「負担区に係る事業に着手する前に」および第8条第1項中「毎年度の当初に」とあるのは、「この条例の施行後、遅滞なく」とする。

【解説】

2 について

昭和49年4月1日以前に、公共下水道の供用が開始された区域については、条例第8条の規定による賦課対象区域とみなして受益者負担金を徴収する。

3 について

この条例の施行の際、すでに大和都市計画下水道事業受益者負担に関する省令（昭和41年建設省令第38号）に基づいて賦課し、または徴収すべきであった受益者負担金および延滞金については、施行日以前の例による。

4 について

昭和49年度に負担金を賦課しようとする場合の読み換え基準を明記したものである。

附 則

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第3条の規定により公告した負担区において、この条例の施行日以後に新たに負担金を賦課する区域に係る負担金の額及び賦課については、なお従前の例による。

【解説】

2 について

施行日以前の公告した負担区については、旧条例の規定を適用する。